

## イラク共和国

2022年7月15日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
 同 [柳田 忍](#)  
 同 [松尾茂慶](#)

&lt;元となった調査報告書の作成者&gt;

調査日	2022年7月8日
法律事務所	Iraq Law Alliance, PLLC
担当弁護士	Thomas W. Donovan (Managing Partner) Marwan Azzawi (locally licensed practitioner)
連絡先	<a href="mailto:Thomas.donovan@iqilaw.com">Thomas.donovan@iqilaw.com</a>

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。          個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ イラク刑法（1969年法律第111号）             <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL：なし</li> <li>- 施行状況：1970年1月1日施行</li> <li>- 対象機関：民間部門</li> <li>- 対象情報：特定の個人としてのみ定義可能な、私的で、特定の、個人的かつ特別な情報</li> </ul> </li> <li>■ 2016年文書保存法第37号             <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL：なし</li> <li>- 施行状況：2016年12月20日施行</li> <li>- 対象機関：公的部門</li> <li>- 対象情報：従業員の個人ファイル</li> </ul> </li> </ul>
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし          APECのCBPRシステム：なし</p>
OECD プライバシーガイドラ	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p>

イン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。
	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。
	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。
	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。
	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- イラクは社会主義国であるため、プライバシーや消費者概念の保護がなく、国は関連すると思われるすべてのデータを収集、調査、保存する権限を有する。</li> <li>- イラク国内のインターネット及び通信に関する唯一の規制機関である通信メディア委員会（CMC）が、インターネット、電話、衛星、携帯電話の通信をすべて規制している。</li> </ul> </li> </ul>	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)